

さべつ ゆる
「あらゆる差別を許さない」

とも い しゃかい じつげん
「共に生きる社会の実現へ」

かわさきし さべつ じんけんそんちょう まち じょうれい
「川崎市差別のない人権尊重の街づくり条例」

かんぜんせこう ねん
完全施行から1年。

じょうれい せいか かだい もろおかべんごし かいせつ まな
条例の成果と課題を、師岡弁護士の解説から学びます。



STOP! 不当な差別
川崎市 差別のない
人権尊重のまちづくり条例

人権を尊重し、
共に生きる社会を目指して



「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定経緯

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交差する「多文化のまち」として発展し、市制施行時、人口約5万人であったまちは、その3倍以上の人口を抱える大都市に成長を遂げています。

これまで、国籍や民族、文化の違いを越えて生かして、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を促して、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外由身者に対する不当な差別的言動をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権問題も生じています。
このような状況を踏まえ、川崎市では、全ての市民が平等な差別を受けず、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を令和元年12月16日に制定し、令和2年7月1日に全面施行しました。

【日時】 2021年7月3日土曜日 16時～18時

【会場】 川崎市ふれあい館

住所：川崎市川崎区桜本1-5-6

【講師】 師岡康子弁護士

(東京弁護士会所属・)

外国人人権法連絡会事務局 長)

著書：ヘイトスピーチとは何か(岩波新書)など

【申し込み・問い合わせ】

【メール】 fureaikan@seikyu-sha.com

【電話】 044-276-4800 【担当】 崔

*感染症拡大防止のため定員を設けています

必ず事前申し込みをお願いします。

【主催】 川崎市ふれあい館・川崎市教育委員会

川崎市差別のない人権尊重条例

啓発パンフレット

QRコードをよみとり

ご確認ください。

